

事業事前評価表

国際協力機構アフリカ部第二課

1. 基本情報

国名：ガーナ共和国（以下、ガーナ）

案件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

G/A 締結日：2019年10月4日

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における中核人材育成分野の現状・課題及び本計画の位置付け

ガーナにおいては、各開発課題を取扱う政府機関・関連省庁の職員・組織・制度・財政のキャパシティが、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。従って、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、「人材育成奨学計画」（以下「本計画」という。）が取り組む中核となる行政官等の育成が期待されている。

1) 行政能力の向上

ガーナ政府は、中期開発計画「Coordinated Programme of Economic and Social Development Policies (2017-2024) An Agenda for Jobs: Creating Prosperity and Equal Opportunity for All」（以下、CPESDP）において、「人的・自然資源を最大限に活用し、経済的機会が平等に与えられたオープンで公平な社会の創生」をビジョンとし、ガバナンスを主要な柱の1つとし、政府機関の行政能力向上を目指しており、そのための支援として当事業が位置付けられる。

2) 質の高い教育へのアクセス拡大・大学教育へのアクセス拡大

ガーナ政府は、教育戦略計画「Education Strategic Plan (ESP) (2018-2030)」を定め、7つの政策目標を掲げており、その中に質の高い教育へのアクセス拡大及び大学教育へのアクセス拡大が目標とされている。本事業はその手段として位置付けられる。

(2) 中核人材育成分野に対する我が国の協力量針等と本計画の位置付け

対ガーナ国別援助方針（2012年4月）では、「広く国民が受益する力強い経済成長の促進」という基本方針の下、「農業（稲作）」、「経済インフラ（電力、運輸交通）」、「保健・理数科教育」、「行財政運営能力の強化」を重点分野として定めている。本計画は、本方針に基づき以下の援助重点分野を設定しており、我が国の協力量針との整合性が認められる。

1) 行政能力の向上

対ガーナ国別援助方針の重点分野である「行財政運営能力の強化」と合致する。

2) 質の高い教育へのアクセス拡大・大学教育へのアクセス拡大

対ガーナ国別援助方針の重点分野である「保健・理数科教育」と合致する。

(3) 他の援助機関の対応

同国において類似事業を実施する主なドナーとして、ドイツ、デンマーク、カナダのほか、世界銀行、アフリカ開発銀行等の国際機関が挙げられる。

3. 事業概要

(1) 事業目的

ガーナの政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、当国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

該当なし。

(3) 事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に一期あたり最大13名（修士課程12名、博士課程1名）の留学生が、本邦大学院において、ガーナにおける優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく4期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第1年次事業として実施するものである。

(4) 総事業費

269百万円（概算協力額（日本側）：269百万円、（ガーナ側）：0百万円）

(5) 事業実施期間

2019年7月～2024年3月を予定（計57カ月）。

(6) 事業実施体制

本事業の円滑な実施のために、ガーナにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、ガーナ政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成：財務省、ガーナ人事委員会、在ガーナ日本国大使館、JICA
ガーナ事務所

(7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

- 1) 我が国の援助活動
特になし。
- 2) 他援助機関等の援助活動
特になし。
- (8) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類
 - 1) 環境社会配慮
 - ① カテゴリ分類：C
 - ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。
 - 2) 横断的事項 該当なし。
 - 3) ジェンダー分類：【対象外】
「(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」
<活動内容/分類理由>本事業において、ジェンダー主流化のための直接の行動は予定されていないが、女性行政官の人材育成ニーズを踏まえた支援の検討を行う。
- (9) その他特記事項 特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名	基準値（2019年）	目標値（2025年） （事業完了1年後）
留学する学生数（人）： 修士	0	12
留学する学生数（人）： 博士 ¹	0	1
留学生の学位取得率 （%） ²	0	95

(2) 定性的効果

- ・ 本計画の実施により、若手行政官等が我が国において学位（修士・博士）を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献

¹ 博士課程については、原則として過去に本事業で修士学位を取得したものの中から複合的な条件に合致する人材がいる場合のみ受け入れる。

² 学位取得率については、4期分の計画（3.（3）事業内容参照）全体における目標値とする。また、「5.（2）外部条件」に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。

- ・ 留学生受入れによる、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入れ大学等の国競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。

5. 前提条件・外部条件

- (1) 前提条件 特になし。
- (2) 外部条件
 - ① 留学生本人が病気や事故等のトラブルに遭わない。
 - ② 留学生が帰国後に所属先を離職しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去の人材育成奨学計画では、受入分野・受入大学等に関し毎年度ごとの計画策定であったため、中長期的な戦略をもって留学生を受け入れることが困難な面があった。この点を受け、平成 20 年度以降新方式による人材育成奨学計画においては、事業効果をその国の発展へとより直接的に繋げることが可能とすべく、協力準備調査を実施して優先課題を特定し、当該課題へ対応するべく 4 期の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を実施するようにしている。

7. 評価結果

同国政府機関・関係省庁における中核人材の育成は同国における継続的課題であり、「ガーナ中期国家開発政策（2018-2021）アプローチペーパー」でも行政組織における人材の能力強化を重要課題として指摘している。我が国が 2016 年に開催した TICADVI において表明した質の高さを活かした約 1,000 万人の人材育成を具体化するものとして、同国との二国間関係の強化にも資するものであり、我が国及び JICA の協力方針・分析にも合致していることから、本事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後のモニタリング計画

- (1) 今後のモニタリングに用いる指標 4. のとおり。
- (2) 今後のモニタリング取りまとめ時期
 4. (1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4 年に一度調査を行い、取りまとめる。

以上